

京都府内の中小企業者の皆様へ

LPガス・特別高圧電力利用事業者 経営改善支援事業費補助金のご案内 (令和6年分)

京都府では、LPガス・特別高圧電力の価格高騰等の影響により、厳しい経営状況にある府内の中小企業者の事業継続と経営改善を目的として、省エネ設備・機器やシステム導入に取り組む事業者を支援するため、「LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金」を実施しています。

【補助対象者】

京都府内に事業所等を有し、

- ☞ LPガス（自動車用燃料は除く。）を利用している中小企業者
- ☞ 特別高圧電力を利用している中小企業者

【補助率・補助額】

補助率：**3/4** 以内

補助額：LPガス **2** ～ **20** 万円【税抜】

特別高圧電力 **10** ～ **1,000** 万円【税抜】

【申請期間】

令和6年2月14日（水）
～令和6年8月30日（金）

前回（1次・2次募集）に
お申込みいただいた方も
今回の募集に申請可能です。
お早めに申請願います！

※申請状況により、受付期間内であっても早期に受付を終了する場合があります。

【補助対象事業】

<LPガス>

LPガスと接続して使用する

- ①業務用厨房機器
- ②温水機器
- ③暖房・冷房機器
- ④発電機器
- ⑤洗濯機・衣類乾燥機

に該当する機器や部品

※ただし、ガスカートリッジ交換式、質量販売で供給される機器及び災害用機器は除きます。

<特別高圧電力>

- ①空調・換気、冷凍・冷蔵設備
- ②ポンプ・ファン、コンプレッサ
- ③ボイラ、工場炉等の熱設備
- ④照明、受変電、電気設備
- ⑤電動機、電気加熱設備
- ⑥生産設備、排水設備
- ⑦再生可能エネルギー設備

に該当する設備・機器や部品

<LPガス・特別高圧電力 共通>
経営効率化のために導入するシステム

事業の詳細は、裏面に記載のWEBサイトからご確認ください。または、お近くの府・市庁舎、商工会・商工会議所でも配架しています。

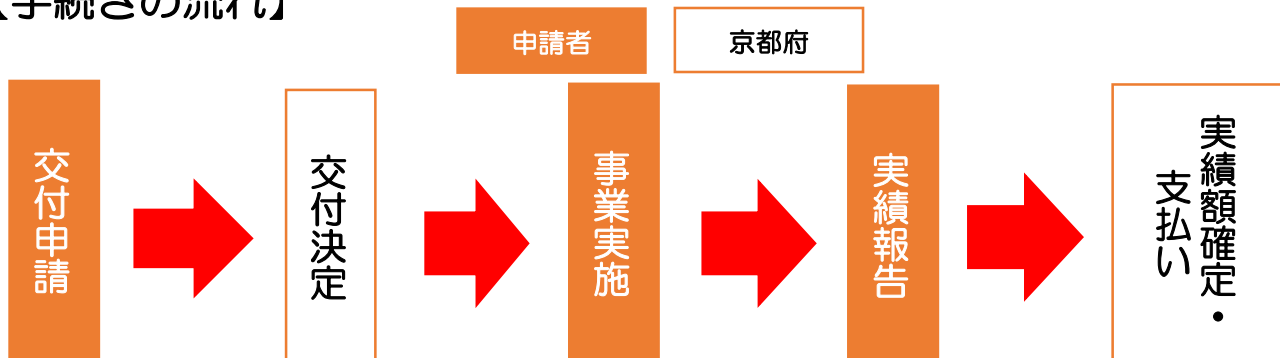
☞申請方法などは裏面へ

【補助対象期間】

令和6年2月1日（木）～令和7年1月31日（金）

※補助対象期間内に事業完了(発注、購入、納品及び支払いまで)するものが対象となります。

【手続きの流れ】



※交付決定額は、支給額ではありません。支払額は、実績報告をもとに決定します。

【申請方法】

京都府ホームページで交付要領や申請の手引きをご確認の上、以下のとおり申請をお願いします。

<ホームページ>

<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/20240209|ptokkou.html>



WEB
申請

上記ホームページから申請ください。

郵送
申請

郵送の場合は、必要な添付書類を添えて以下の住所あて送付ください。

※郵送先が、時期によって異なりますので、ご注意ください。

(令和6年3月29日まで)

住所：〒600-8095

京都東洞院仏光寺郵便局留

京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町680-1 第八長谷ビル内

京都府LPガス・特別高圧電力利用事業者

経営改善支援事業費補助金センター 宛

(令和6年3月30日以降)

住所：〒530-0015

大阪府大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル8F

株式会社総合キャリアオプション内

京都府LPガス・特別高圧電力利用事業者

経営改善支援事業費補助金センター 宛

- 補助額が補助下限額を下回る場合は補助できません。
- 金融機関等による振込、またはクレジットカード払いでお支払いされている場合に限り
ます。

お問合せ

京都府LPガス・特別高圧電力利用事業者
経営改善支援事業費補助金センター

電話番号：050-3662-5739

※平日の9:30～17:30

※年末年始（令和6年12月29日～令和7年1月3日）を除く